**平成２６年（フ）第１５９号**
佐賀県鹿島市大字納富分486番地
債務者　武藤　友美
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２６年（フ）第１６０号**
佐賀県武雄市武雄町大字富岡7554番地、住民票上の住所佐賀県多久市北多久町大字小侍1370番地
債務者　橋間　琴美
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２６年（フ）第５０５号**
熊本市北区下硯川町476番地１　エルディム岡本106号室
債務者　古閑　光洋
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第５９３号**
熊本市東区月出３丁目１番50―303号　鉄砲塚団地３棟、前住所熊本市東区水源１丁目21番４－７号　県営泉丘健軍Ｂ団地
債務者　室田　伸一
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第５９４号**
熊本市東区月出３丁目１番50―303号　鉄砲塚団地３棟、前住所熊本市東区水源１丁目21番４－７号　県営泉丘健軍Ｂ団地
債務者　室田　　好（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第６４４号**
熊本市南区野田３丁目６番32号
債務者　米満　仁文
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第２４１号**
兵庫県伊丹市荒牧南２丁目12番５号　セジュールＡ２号、前住所兵庫県伊丹市荻野６丁目16番地　エクセレントハイツ荻野105号
債務者　谷口こと　谷口　康夫
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２６年（フ）第３１３号**
兵庫県宝塚市仁川月見ガ丘11番２号　仁川カサミアマンション201号、前住所大阪府大阪市住之江区浜口西１丁目６番３号
債務者　ゴールデンイヤーズこと　川坂　隆廣
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２６年（フ）第６７１号**
兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目16番８－306号ソルディオ武庫之荘本町
債務者　小林　明菜（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第６７８号**
兵庫県西宮市高須町１丁目１番３－1313号
債務者　谷内　敏子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第１１９号**
山口県山陽小野田市大字埴生965番地　市営住宅332号
債務者　丸田　修司
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２６年（フ）第５９１号**
福岡県遠賀郡遠賀町大字虫生津551番地
債務者　藤崎　和久
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第６３３号**
北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
債務者　野見山進也
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第１６４号**
佐賀県藤津郡太良町大字多良1474番地、前住所佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1164番地３
債務者　増山　貴子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２６年（フ）第１６５号**
佐賀県武雄市武内町大字梅野乙15064番地５
債務者　大宅恵利子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２６年（フ）第１６５１号**
愛知県清須市春日落合684番地
債務者　岩間　郁子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部